

仕 様 書

件名	別府駐屯地等宿舍整備	作成日	令和 5年 1月 26日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官 林田 元汰

1 総 則

本仕様書は、「別府駐屯地等宿舍整備」について適用する。

2 実施場所

大分県別府市大字鶴見4548-1357 扇山宿舍（D棟）・・・102号、105号、401号、406号
 大分県別府市大字別府3088-5 野口原宿舍（C棟）・・・101号、106号、303号、304号
 大分県別府市大字別府3088-24 別府特借宿舍（A棟）・・・502号、503号
 大分県別府市大字別府3088-24 別府特借宿舍（F棟）・・・402号
 大分県大分市大字鷺野54 敷戸宿舍（I棟）・・・401号

3 実施時期

契約日～令和5年3月31日

4 一般仕様

- (1) 本工事は、本仕様書に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、及び関係法令に基づき実施すること。
また、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。
- (2) 作業にあたり、建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに官側担当者へ報告し、その指示に従い請負者の担当において現状に復旧するものとする。
- (3) 請負者は施工にあたり、係官の指示する書類を作成し、提出する。
- (4) 請負者は施工にあたり、工程ごとカラー写真を撮影し、作業終了後速やかに整理し1部提出するものとする。
- (5) 請負者は施工にあたり、仕様書あるいは、現地において、相違、疑義及び不明な点が生じた場合、係官と協議しその指示に従う。
- (6) 本仕様書に記載なき事項といえども施工に必要な事項は請負者の責任において実施するものとする。

5 特記事項

整備内容及び整備数量

（下記整備数量は予定数量であり「宿舍整備予定表（令和4年度）」の数量を参考とする。）

- | | | |
|---------------|----|----|
| (1) 天井クロス張替 | 10 | 戸 |
| (2) 室内塗装 | 7 | 戸 |
| (3) 玄関建具塗装 | 12 | 箇所 |
| (4) 襖張替（大両面） | 5 | 枚 |
| (5) 襖張替（大片面） | 24 | 枚 |
| (6) 襖張替（小片面） | 24 | 枚 |
| (7) 板戸張替（大両面） | 20 | 枚 |
| (8) 板戸張替（大片面） | 35 | 枚 |
| (9) 板戸張替（小片面） | 24 | 枚 |

6 作業内容詳細

- (1) 養生
 宿舍整備時には、各部屋内部の整備範囲外に養生してから整備を実施すること。
- (2) 襖及び板戸張替
 ア 使用する襖紙は、ビニル紙程度のものを使用すること。
 イ 襖紙張替えの際は、床にしっかりとめ込み凹凸が無いように実施し、防湿及び防カビのシート敷設を程度に応じて実施する事。
- (3) 塗装
 ア 壁及び天井塗装に使用する材料はJIS規格品等に基づく、合成樹脂エマルションペイント（EP）を使用すること。
 イ 実施前に官側担当者と材料の仕様及び色、塗装箇所の確認をし官側担当者の承認を得てから実施すること。

ウ 塗装時は塗装範囲外に色が付着しないよう養生をしてから実施し色むら等がないように綺麗に実施すること。
 なお、塗装面剥離及び下地補修を程度に応じて実施すること。

(4) クロス張替

- ア クロスは、ビニルクロス（準不燃2級）程度のもを使用すること
- イ クロス張替えの際は、実施前に官側担当者と使用する材料の仕様及び色の確認をし官側担当者の承認を得てから実施し、ボード下地及びモルタル下地の補修を程度に応じて実施すること。

(5) その他

- ア 整備に伴う養生及び発生材の撤去費（処分費含む）は、交換工賃に含むものとする。
- イ 作業は、平日0900～1630に実施し、時間外作業においては官側担当者に事前に承諾を得てから実施すること。
- ウ 作業にあたり、電気及び水の使用の際は請負者側で発電機等を事前に用意し作業を実施すること。
- エ 廃棄物は請負者の責により処理し、官側担当者が求めた場合は産業廃棄物処理表の写しを提示すること。
- オ 完成検査は、現場の確認をもって行うものとし、検査官が指示した日時に行う。

7. 管理事項

本工事を実施するにあたり、以下のことについて管理するものとする。

- (1) 工事前知り得た情報は、第三者へ他言しない。
- (2) 写真等は、必要部数以上に増刷しない。また、必要箇所以外は撮影しない。
- (3) 本工事は、整備所要が発生した都度、整備内容及び実施日を官側と協議し決定するものとする。

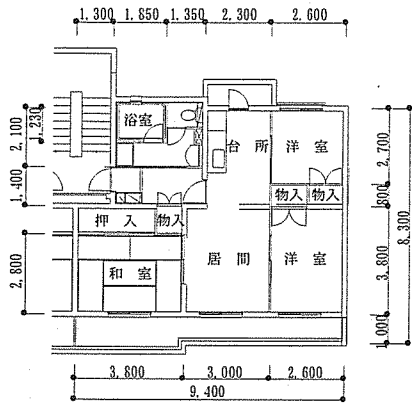
宿舎整備予定表（令和4年度）

対象建物	天井クロス張替	室内塗装	玄関建具塗装	襖張替大両面	襖張替大片面	襖張替小片面	板戸張替大両面	板戸張替大片面	板戸張替小片面
扇山宿舎（D棟）	4×（5.8㎡）	0	4（19.2×8.2）	0	4（19.0×9.0）	12（4.4×9.0）	0	8（1.90×8.6）	0
野口原宿舎（C棟）	4×（6.0㎡）	4×（6.8㎡）	4（18.0×8.2）	0	0	0	20（1.80×8.5）	24（1.80×8.5）	24（4.8×8.5）
別府特借宿舎（A棟）	0	2×（3.5㎡）	2（18.0×8.2）	0	4（17.7×6.8）	4（5.2×6.8）	0	6（1.78×7.0）	0
別府特借宿舎（F棟）	1×（4.2㎡）	0	1（18.0×8.2）	0	2（17.7×6.8）	2（5.2×6.8）	0	3（1.78×7.0）	0
敷戸宿舎（I棟）	1×（6.0㎡）	1×（6.9㎡）	1（18.0×8.2）	6（1.80×7.0）	6（1.80×7.0）	6（4.3×7.0）	0	0	0
合計	10	7	12	5	24	24	20	35	24
単位	戸	戸	箇所	枚	枚	枚	枚	枚	枚

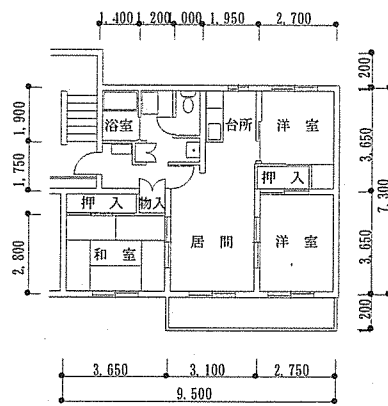
※塗装面積は目安とし現地を計測の上施工する。

8 天井クロス張替標準平面図 (NS)

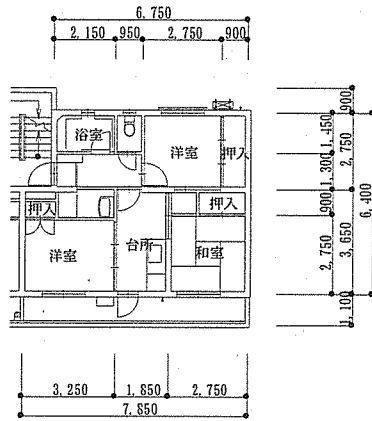
【 扇山宿舎 (D棟) 】



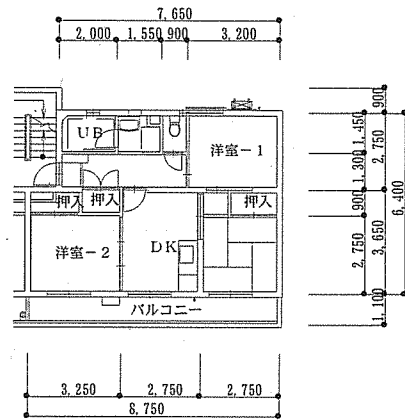
【 野口原宿舎 (C棟) 】



【 特別借受宿舎 (F棟) 】



【 特別借受宿舎 (A棟) 】



【 敷戸宿舎 (I棟) 】

